

水産物加工・販売業者の皆様へ (養殖業者に飼料を販売する方々)

販売先の養殖業者が生産する水産物が、食品衛生法上の基準値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

○飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品の基準値を超えない養殖魚を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。

○暫定許容値を下回る飼料を販売、譲渡しましょう。

○飼料用魚類の漁獲海域、漁獲時期などを確認し、放射性セシウムの状況については、県にお問い合わせください。

水産物の検査状況については、東日本太平洋側水域を中心に、水産物の放射性物質検査結果が農林水産省のホームページでも公開されています。

○譲渡する飼料の放射性セシウムレベルや履歴を確認し、販売・譲渡先にその情報を提供しましょう。

＜飼料の放射性セシウムの暫定許容値＞
養殖魚用飼料（観賞魚用を除く） 1キログラムあたり40ベクレル

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇